

## 第1号議案

労働者派遣会社の選定について

(案)

計画部の業務量増加及び総務部の欠員に対応するため、以下のとおり、入札により労働者派遣会社を選定し、派遣労働者の受入れを行う。

### 1. 選定方法

一般競争入札（最低価格落札方式）

### 2. 業務内容等

業務名	人数	業務内容	受入時期
1) 一般事務業務	1名	電話対応、資料作成、管理業務補助、ファイリング、庶務・補助業務等	平成28年9月初旬目途
2) 広報に係る事務業務	1名	WEBサイトの管理、問合せ対応、見学会準備・対応、庶務・補助業務等	同上

### 3. スケジュール

平成28年7月13日（水） 公告  
平成28年7月20日（水） 入札説明会  
平成28年8月 1日（月） 入札締切  
平成28年8月 4日（木）迄 落札者決定

### 4. 入札説明書等

入札説明書、業務仕様書は別紙1～2のとおり。なお、公告時には入札説明書及び業務仕様書をウェブサイト上にて開示することとする。

### 5. 開札の実施および落札者の決定

開札の実施および落札者の決定は、総務部長が行うこととする。なお、落札者との契約締結にあたっては、別途、理事会にて議決をする。

以上

### 【添付資料】

- 別紙1 : 入札説明書
- 別紙2-1 : 労働者派遣業務（一般事務） 仕様書
- 別紙2-2 : 労働者派遣業務（広報） 仕様書

# 電力広域の運営推進機関 労働者派遣業務 入札説明書

電力広域の運営推進機関

平成28年7月

## 1. 件名

電力広域的運営推進機関 労働者派遣業務

## 2. 調達方式

一般競争入札（最低価格落札方式）で行う。

### 2.1 入札資格

- (1) 平成 28・29・30年度の競争参加資格（全省庁統一資格）において、「役務の提供等」に等級「C」以上の格付けをされており、関東・甲信越地域の資格を有する者であること。
- (2) 入札説明会に参加した者であること。
- (3) 仕様書に定める要件を満たしている者であること。
- (4) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年7月5日法律第88号）に定める一般労働者派遣事業者であること。
- (5) 各省各庁から指名停止又は一般競争入札資格停止若しくは営業停止を受けていない者であること。
- (6) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条の規定に該当しない者であること。  
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (7) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと(但し、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者で、手続開始の決定後、競争参加資格の再認定を受けている者を除く)。
- (9) 自己、自社若しくはその役員等（注1）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に定める暴力団、暴力団員又はその他反社会的勢力（注2）でない者であること。  
（注1）取締役、監査役、執行役、支店長、理事等、その他経営に実質的に関与している者。  
（注2）暴力団準構成員、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者等、その他これに準じる者。

### 2.2 入札説明会の実施

下記日時で入札説明会を実施する。

日 時：平成28年7月20日（水）11時00分～（30分程度）

場 所：東京都江東区豊洲6-2-15 電力広域的運営推進機関

参加資格：2.1の入札資格を満たす者

その他：・入札を希望する事業者は必ず参加すること

（不参加の場合は入札できないものとする）

・参加人数は各社2名までとする

・受付にて名刺を1枚提出すること

## 2.3 入札方法

平成28年8月1日（月）15時必着で、以下の書類を郵送又は持参すること。

### （1）提出書類

- ・資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し
- ・厚生労働大臣の一般労働者派遣事業許可証の写し
- ・労働者派遣基本契約書（案）
- ・見積書（件名を記載の上、別途封入すること）

### （2）提出先

〒135-0061

東京都江東区豊洲6-2-15

電力広域的運営推進機関 総務部経理グループ 労働者派遣業務 入札係

### （3）入札金額

入札金額は、本派遣業務遂行にあたって、安定・継続的に資質の高い派遣労働者を確保できる金額を大前提とし、業務ごとの派遣労働者1人1時間当たりの派遣料金単価（税抜き）にて入札すること。また、派遣料金単価には、この契約を履行するために必要な通勤手当を含むものとする。なお、時間外単価については以下のとおりとする。

- ・1日の実労働時間が8時間を超えたとき、1時間当たりの派遣料金単価の25%割増した単価とする。深夜勤務（22時から翌5時まで）は、さらに25%割増した単価とする。
- ・法定休日に勤務した場合、1時間当たりの派遣料金単価の35%割増した単価とする。法定休日の深夜勤務（22時から翌5時まで）は、さらに25%割増した単価とする。

## 2.4 入札保証金及び契約保証金

免除

## 2.5 落札者の決定

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする最低価格落札方式とする。

## 2.6 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のいずれかを欠く者のした入札、提出資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

## 2.7 落札結果の通知

平成28年8月4日（木）までに、入札者に対して落札結果を通知する。

## 3. 業務仕様書

今回入札する業務は以下のとおり。なお、詳細の仕様については、「労働者派遣業務（一般事務）仕様書」「労働者派遣業務（広報）仕様書」に示すとおり。

- （1）一般事務業務（1名）
- （2）広報に係る事務業務（1名）

#### 4. 支払条件

当月末締切りの翌月末支払いとする。

#### 5. 契約条項

労働者派遣基本契約書による。契約条項については、落札者と本機関が協議のうえ、決定する。

#### 6. 特記事項

- (1) 本説明書及び仕様書に記載されている事項について不明な点は、平成28年7月22日（金）17時までに下記問い合わせ先へ電子メールにて問い合わせることとする。問い合わせへの回答は、平成28年7月26日（火）までに電力広域的運営推進機関ウェブサイトの本入札公告上に開示する。

問い合わせ先：[keiyaku@occto.or.jp](mailto:keiyaku@occto.or.jp)

ウェブサイト：<http://www.occto.or.jp/oshirase/chotatu/index.html>

- (2) 本説明書及び仕様書に記載のない事項及び疑義については、本機関と協議のうえ決定することとする。
- (3) 本入札結果について、落札者との契約締結後、原則として、契約相手方、契約締結日等の契約の概要を公表することとする。

以上

労働者派遣業務（一般事務） 仕様書

1. 件名：  
電力広域的運営推進機関 一般事務に係る労働者派遣業務
2. 契約期間：  
平成28年9月1日～平成29年8月31日  
※本契約終了後、最長3年間までの更新予定あり  
※個別契約書の契約期間は、当初最長3ヶ月を予定
3. 勤務場所：  
電力広域的運営推進機関  
東京都江東区豊洲6-2-15
4. 勤務時間：  
平日9時00分～17時40分（休憩：12時00分～13時00分）  
※土日、祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く  
※時間外勤務を命じることがある（12月等の繁忙期には、1日2～3時間程度）
5. 派遣人数：  
1名
6. 業務内容：
  - （1）電話対応  
定型的な問合対応を含む、受電は1日30件程度。
  - （2）文書の内容チェック  
数値の照合等。
  - （3）データ集計  
外部から届く文書の集約。
  - （4）資料作成補助  
グラフ・表の作成、文書からの項目抽出・転記等。
  - （5）管理業務補助  
外部文書の提出状況管理。  
未提出会社への連絡（メール、電話、文書通知等）。
  - （6）電気事業者への文書の送付
  - （7）資料の印刷、製本、ファイリング他
  - （8）部内庶務、補助業務全般

7. 派遣労働者の条件：

- (1) 電話対応や事務の実務経験を2年以上有すること。
- (2) Microsoft Excelの基本操作（グラフ・表の作成、初級関数の活用）ができること。
- (3) Microsoft Word、Microsoft PowerPoint等の基本操作ができること。
- (4) 職場環境や業務に応じて柔軟に対応できる能力を有すること。
- (5) チームワークを尊重し、本機関職員と円滑に業務を進めることができる意欲を有すること。

8. その他契約上の条件等：

(1) 派遣労働者の変更

本機関は、派遣労働者に次の行為があったときは、派遣元に派遣労働者の交代を要求することができることとする。

- a. 派遣労働者の勤務状況が適正と認められないとき
- b. 派遣労働者の業務の実施が当仕様書又は契約条件に適合しないとき
- c. 派遣労働者に不品行があったとき
- d. 派遣労働者が不測の事故又は休暇等により連続3日以上勤務できない場合は、代理人の派遣労働者を派遣すること
- e. 応募資料に記述された内容に不備があった場合

(2) トライアル期間の設定

- a. トライアル期間は、派遣労働者の就業開始日から2週間以内とする。
- b. 就業部署において派遣労働者の就業状況を審査し、その結果を派遣元会社へ通知する。
- c. 派遣労働者の技能等について、疑義が生じた際には、応札時の業務提案書類の内容確認のため、派遣元に対し、技能・資格に関する証明書類の提示を求める場合がある。
- d. 「可」の場合は、派遣元は派遣労働者に確認のうえ、支障が無ければ、仕様書の契約期間満了まで派遣すること。
- e. トライアル期間中に、派遣労働者の交代を要請した場合は、派遣元はそれに応じるものとし、速やかに候補者を再選定し、派遣すること。その際、派遣料金（契約単価金額の変更は行わないものとする。以後の派遣労働者が交代した場合は、その都度トライアル期間を設定する。

(3) 苦情及び苦情担当責任者

- a. 派遣元は、本機関と連携し、苦情その他派遣労働者の就業に関し生ずる問題について適切かつ迅速な処理・解決に努めるものとする。
- b. 本機関及び派遣元は、派遣労働者の苦情を処理するため、それぞれ苦情担当責任者を置く。

(4) その他

- a. 派遣元は、本件業務に関し、知り得た事項を他人に漏らしてはならない。派遣元は、派遣労働者その他の派遣元の従業員に対し、業務上知り得た機密事項及び個人情報の保護の義務を遵守させなければならない。
- b. 本件業務の全部または一部を第三者に委託してはならない。
- c. 本仕様書に定めのない事項又は業務内容の変更等について、必要に応じて派遣元と本機関が協議のうえ、定めるものとする。

労働者派遣業務（広報） 仕様書

1. 件名：

電力広域的運営推進機関 広報に係る労働者派遣業務

2. 契約期間：

平成28年9月2日～平成29年8月31日

※本契約終了後、最長3年間までの更新予定あり

※個別契約書の契約期間は、当初最長3ヶ月を予定

3. 勤務場所：

電力広域的運営推進機関

東京都江東区豊洲6-2-15

4. 勤務時間：

平日9時00分～17時40分（休憩：12時00分～13時00分）

※土日、祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く

※時間外勤務を命じることがある（概ね月平均5～10時間程度）

5. 派遣人数：

1名

6. 業務内容：

（1）WEB管理（60%）

既存コンテンツの充実と拡充、閲覧履歴からの分析。

（2）WEB経由の問い合わせ対応（30%）

問い合わせの機関内各担当への割り振り、FAQの作成。

（3）その他（10%）

新聞（朝刊各種）の切り抜き・配布。

見学会受付・管理。

見学会、記者向け説明会などの資料作成・会場設営・受付。

電話取次。

※他のメンバーと手分けしての実施

7. 派遣労働者の条件：

（1）実務経験を2年以上、あるいは相当する知識・能力を有すること。

（2）WEBサイトの管理、コンテンツの作成・管理等に関する、次の基礎知識を有すること。

①システム、②WEBサイトの仕組み、③WEBデザイン（イラストレーターやフォトショップ、HTMLコーディングからFLASHアニメーションまで、WEB上でのデザインや表



現、※ソフト等の使用経験は不問)、④コンテンツ(メールマガジン、特定商取引法、個人情報保護法、著作権の保護など)

- (3) コミュニケーション力。
- (4) 職場環境や業務に応じて柔軟に対応できる能力を有すること。
- (5) チームワークを尊重し、本機関職員と円滑に業務を進めることができる意欲を有すること。

## 8. その他契約上の条件等：

### (1) 派遣労働者の変更

本機関は、派遣労働者に次の行為があったときは、派遣元に派遣労働者の交代を要求することができることとする。

- a. 派遣労働者の勤務状況が適正と認められないとき
- b. 派遣労働者の業務の実施が当仕様書又は契約条件に適合しないとき
- c. 派遣労働者に不品行があったとき
- d. 派遣労働者が不測の事故又は休暇等により連続3日以上勤務できない場合は、代理人の派遣労働者を派遣すること
- e. 応募資料に記述された内容に不備があった場合

### (2) トライアル期間の設定

- a. トライアル期間は、派遣労働者の就業開始日から2週間以内とする。
- b. 就業部署において派遣労働者の就業状況を審査し、その結果を派遣元会社へ通知する。
- c. 派遣労働者の技能等について、疑義が生じた際には、応札時の業務提案書類の内容確認のため、派遣元に対し、技能・資格に関する証明書類の提示を求める場合がある。
- d. 「可」の場合は、派遣元は派遣労働者に確認のうえ、支障が無ければ、仕様書の契約期間満了まで派遣すること。
- e. トライアル期間中に、派遣労働者の交代を要請した場合は、派遣元はそれに応じるものとし、速やかに候補者を再選定し、派遣すること。その際、派遣料金(契約単価金額の変更は行わないものとする。以後の派遣労働者が交代した場合は、その都度トライアル期間を設定する。

### (3) 苦情及び苦情担当責任者

- a. 派遣元は、本機関と連携し、苦情その他派遣労働者の就業に関し生ずる問題について適切かつ迅速な処理・解決に努めるものとする。
- b. 本機関及び派遣元は、派遣労働者の苦情を処理するため、それぞれ苦情担当責任者を置く。

### (4) その他

- a. 派遣元は、本件業務に関し、知り得た事項を他人に漏らしてはならない。派遣元は、派遣労働者その他の派遣元の従業員に対し、業務上知り得た機密事項及び個人情報の保護の義務を遵守させなければならない。
- b. 本件業務の全部または一部を第三者に委託してはならない。
- c. 本仕様書に定めのない事項又は業務内容の変更等について、必要に応じて派遣元と本機関が協議のうえ、定めるものとする。